

令和元年11月5日市議会緊急会議提出議案

(令和元年11月5日提出)

区分	予算関係	条例関係	計
件数	3	3	6

*この資料は、主な改正点等について、参考まで記載したものです。

1 議案 第 号 令和元年度福島市一般会計補正予算

2 議案 第 号 令和元年度福島市下水道事業会計補正予算

3 議案 第 号 令和元年度福島市農業集落排水事業会計補正予算

4 議案 第 号 令和元年台風第19号関連災害による被災者に対する市税の減免に関する条例制定の件

台風第19号による被災者に対し、市税の減免措置を講ずるため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

(1) 個人市民税

平成30年の合計所得金額が1,000万円以下であるものに対し、下記により減免

①住宅又は家財における損害金額の割合が2/10以上の場合、損害の程度及び納税義務者の合計所得金額に応じて減免

・減免の割合 1/8～全部

②農作物の減収による損失額の合計額が平年における収入額の合計額の3/10以上の場合、納税義務者の合計所得金額に応じて農業所得に係る所得割額を減免

・減免の割合 2/10～全部

(2) 固定資産税及び都市計画税

土地、家屋又は償却資産に一定程度以上の損害を受けた場合、損害の程度に応じて減免

・減免の割合 4/10～全部

(公布の日から施行し、令和元年10月12日以後に納期の末日が到来する現年度課税額に限り適用)

5 議案 第 号 令和元年台風第19号関連災害による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例制定の件

台風第19号による被災者に対し、国民健康保険税の減免措置を講ずるため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

(1) 主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病を負い又は行方不明となった場合、全部を減免

(2) 平成30年の合計所得金額が1,000万円以下で、主たる生計維持者の見込まれる減収額が前年における収入額の3/10以上等の場合、損害の程度に応じて減免

・減免の割合 損害の程度に応じて算出した対象保険税額の2/10～全部

(3) 主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた場合、損害の程度に応じて減免

・減免の割合 1/2～全部

(公布の日から施行し、令和元年10月12日以後に納期の末日が到来する現年度課税額に限り適用)

6 議案 第 号 令和元年台風第19号関連災害による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例制定の件

台風第19号による被災者に対し、介護保険料の減免措置を講ずるため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

第1号被保険者の納付すべき介護保険料について、下記により減免

(1) 主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病を負い又は行方不明等となった場合、全部を減免

(2) 主たる生計維持者の見込まれる減収額が前年における収入額の3/10以上等の場合、損害の程度に応じて減免

・減免の割合 損害の程度に応じて算出した対象保険料額の8/10～全部

(3) 居住する住宅に損害を受けた場合、損害の程度に応じて減免

・減免の割合 1/2～全部

(公布の日から施行し、令和元年10月12日以後に納期の末日が到来する現年度保険料額に限り適用)